

丹後圏域地域リハビリテーション

連携指針（改訂版）

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会

令和 4 年 3 月



1 はじめに

2 丹後圏域地域リハビリテーションの取組

《目標》

《3つの柱》

《3つの柱の取組》

3 圏域地域リハビリテーション支援センターの役割

4 丹後圏域地域リハビリテーション支援センターの事業

5 資料

1 はじめに

京都府では、平成 17 年度に京都府リハビリテーション支援センターを京都府立医科大学付属病院内に設置し、平成 22 年度に「京都府総合リハビリテーション推進プラン」を策定、平成 25 年度に第 2 期プランとして改定、令和元年度に同プランを継承した「京都府総合リハビリテーション連携指針」を策定しています。それに基づき、障害のあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、主体的に社会参加して、いきいきと暮らせるよう、各圏域において総合的なリハビリテーションの提供体制整備の強化・充実をめざした取り組みをすすめています。

丹後圏域においては、平成 15 年度に弥栄町国民健康保険病院（現京丹後市立弥栄病院）を「丹後圏域地域リハビリテーション支援センター」として指定し、平成 19 年度には、丹後圏域における地域リハビリテーションの連携推進を目的に「丹後圏域地域リハビリテーション連携指針」を策定しました。平成 23 年度から、「丹後圏域地域リハビリテーション支援センター」は丹後中央病院にへと引き継がれ、全国の中でも少子高齢化が急速に進んでいる丹後地域の各市町における地域包括ケアシステムの強化・充実に向けて関係機関の連携強化に取り組んでいただいているところです。

この度、このような地域の社会状況の変化に伴い、「丹後地域リハビリテーション連携指針」の見直しを行い、地域の包括ケアの一つの柱として「地域リハビリテーション」をさらにすすめることとしました。

関係する者がリハビリテーションの視点を持ち、リハビリテーション専門職をはじめとする多職種との連携・協働のもとに地域全体でともに支え合う「地域共生社会」の推進に向けて取り組みが推進されることを願っております。

令和 4 年 3 月 京都府丹後保健所長（丹後広域振興局健康福祉部）重見 博子

地域リハビリテーションとは

障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動の全てを言います。

〈出典 日本リハビリテーション病院施設協会〉

2 丹後圏地域リハビリテーションの取組

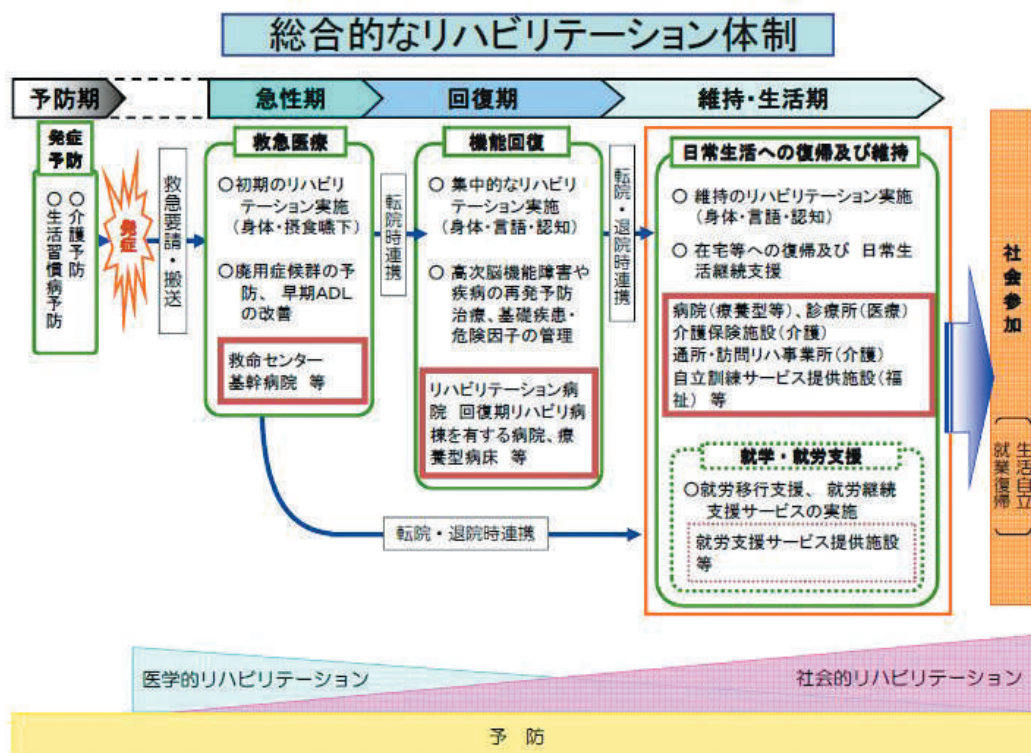
目 標

丹後圏域において、高齢者が介護を必要になっても、また要介護となる前から住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」を推進することや、障害がある人もない人もそれぞれに役割をもって地域参加し、共に支え合う「地域共生社会」を実現することを目標に、多職種と連携し合って地域リハビリテーションを推進していきます。

- 1 急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーションの提供体制を構築します。必要な人の支援プランへのリハビリ導入率を向上し、各期からの次のステージへ連携していきます。
- 2 高齢者、介護予防事業、高次脳機能障害、障害児者の各分野における適切な質の高いリハビリ提供体制を構築します。
- 3 関わる人全てが地域リハビリテーションについて理解できるよう普及します。

3つの柱

- 1 連携体制の構築
- 2 人材の育成・確保
- 3 各分野における地域リハビリテーションの普及・啓発



丹後地域の現状

- 広域で、医療機関、リハビリ資源が偏在。均一なリハビリサービスが受けられない
- 急性期から回復期、生活期へのリハビリ専門職同士の連携が不十分である
- ケアマネへの調査結果では約4割がリハビリ資源の利用ができていない
- 市町の健康づくり事業や介護予防事業にリハビリ専門職が十分に参画できていない
- 障害者福祉分野においてリハビリ専門職が十分に参画できていない
- 小児分野に対応できるリハビリ専門職がほとんどいない

3つの柱(課題)の取組

1 連携体制の構築

キーワード 「 つながろう・ひろげよう・地域の輪 」

病院入院時から退院後の在宅におけるリハビリテーションまで、関係者の連携のとれた体制の構築が必要です。また、介護予防的な視点で高齢者、障害児者など医療・福祉・教育の連携の強化が不可欠です。

アセスメント1

■急性期から回復期、生活期へのリハ専門職同士の連携が不十分

◇リハ専門職同士の連携の強化が必要

◇地域リハに関わる機関や専門職との顔の見える関係づくりが必要

◇地域包括ケアシステムの構築に向けて連携を強化していく

◇入退院時連携・支援においては、リハ専門職の視点での情報収集・情報発信も必要

＊令和元年度 介護支援専門員アンケート調査結果より

必要ケースへの支援プランへの訪問リハ導入率 4.3～13.4%

リハはセラピストだけでなく多職種間で行うもの。情報共有が大事。

資料参照：令和元年度 介護支援専門員アンケート調査結果

◇高齢者施設における日常生活行動への支援強化

- ・リハビリによりその人の目指す暮らしを支援者が一緒に考えることができる
- ・均一なリハビリが提供できるようにリハビリ専門職のバランスの良い全体のスキルアップが必要

取り組み内容

- セラピスト連絡会において連携方法の協議を行います
- 急性期医療機関から回復期医療機関・病棟への連携を進めるための事例検討会等を開催します
- 入退院時の訪問リハへの連携をすすめます
- 『入院時情報提供シート』や『退院に向けたヒアリングシート』を参考に、入退院時の情報連携に努めます（丹後地域におけるケア移行の手引き参照）

＊参考資料 『丹後地域におけるケア移行の手引き』



<入院時情報提供シート>

担当ケアマネジャーから入院先医療機関に対し、これまでの暮らしや在宅での支援状況等を記載し、提出するものです。入院中あるいは退院を見据えた支援に活かせる情報が記載されています。

<退院に向けたヒアリングシート>

この様式を参考に、退院後の生活に向けてケアプランを立案するため、担当ケアマネジャーが情報収集します。この内容に沿って病院側から情報提供があると、スムーズな連携につながります。

『リハビリの視点』で必要な情報も含まれています。

退院前訪問指導では、退院後の在宅での生活に向けて住宅改修や福祉用具の導入等、環境調整や介助方法をお家で確認し、本人・家族・在宅チームと一緒に考え、指導します。



アセスメント2

■市町の健康づくり事業や介護予防事業にリハビリ専門職が充分に参画できていない

◇市町の地域ケア会議、事例検討などを通してテーマを持ちながら協働することで
つながりの機会とする

◇介護予防や健康づくり部門ではフレイル予防など予防的な取組にも参画が必要

取り組み内容

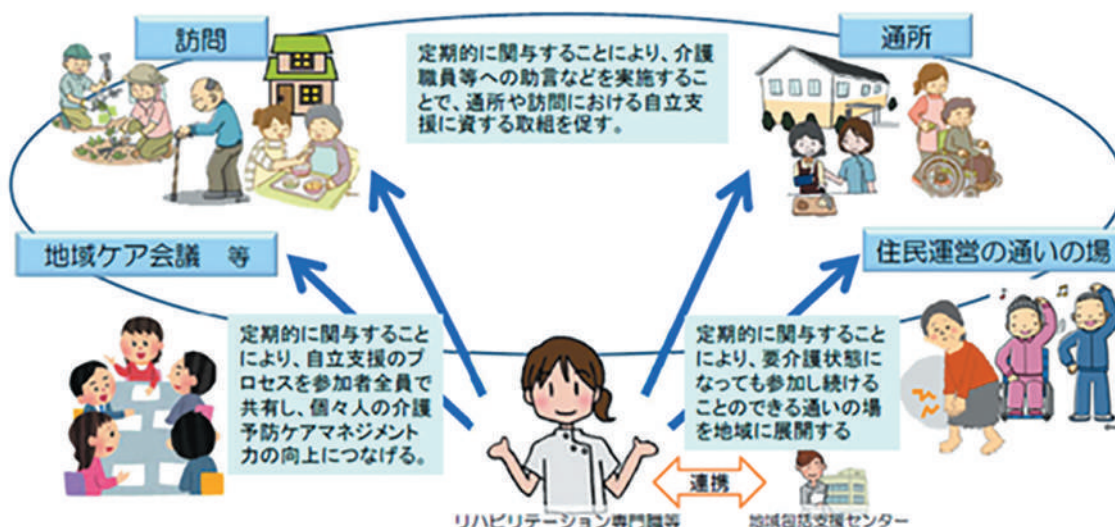
- 地域ケア会議に参画します
- 短期集中予防サービス、生活支援体制整備事業との連携をすすめます
- 健康づくり・介護予防事業でのフレイル予防活動に参画します

軽度の方には市町事業などの場につなぎ、リハ専門職が参画、助言する形が良い

リハビリテーションは「どう生きるかテーション」である

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

アセスメント3

■障害者福祉分野においてリハビリ専門職の活用が不十分

●障害者福祉分野の支援における状況

- ・小児期（高校）から成人期の引き継ぎ以降は連携は無く、つながりが切れてしまいがちである
- ・介助のポイントなどがうまく引き継がれず、「作業」に入っていくため、年数と共に二次障害が出やすい
- ・生活介護事業所では3年ごとに評価し区分を更新するが、就労支援事業所では評価の機会が少ない
- ・支援方法、介助方法などの研修の機会が少なく、従前からのやり方に頼っている
- ・リハビリテーションへのイメージは浸透しつつあるが、活用方法がわからない
- ・現場で支援員が困った時にどうして良いか、早期に関われていない
- ・地域リハビリテーションからの発信不足。顔の見える関係ができていない
- ・平成30年度医療的ケア児者対象のアンケート調査では、6割が災害が起こっても自宅避難と回答している

●取り組みの方向性

◇障害者支援施設における作業姿勢等の日常生活の適切な

介助・支援方法（残存能力維持）について学ぶ機会をもつ

◇障害者の2次障害予防の視点を持った支援について知る

◇個別事例への福祉用具の適正な活用、利用の指導から、

障害者支援事業所職員全体への日常生活支援の質の向上を図る

◇小児期から成人期への移行、引き継ぎについてのシステム化を図る

道具を使うのは利用者さんの心と体を守るためです
（ステップアップ研修にて）

取り組み内容

- 事例検討、事例を通したリハビリテーション概念を共有していきます
- 事業所訪問(従事者支援)により、施設が困っていること(課題)を通して、
リハビリの視点を持った施設全体の支援の質向上につなげます
- 圏域障害者自立支援協議会相談支援部会との連携により、顔の見える関係
づくりと協働事業を開拓します
- 小児期終了時には、舞鶴こども療育センター、与謝の海支援学校と連携し
スムーズな成人期への移行につながるようシステムづくりをすすめます
- 福祉避難所運営への助言(リハセン側の人材育成も必要)を行います
- 高次脳機能障害支援ネットワーク会議へ参画します

アセスメント4

■小児分野に対応できるリハ専門職がほとんどいない→人材育成確保に

- ・小児リハビリ分野の専門的指導を受ける機会が必要
- ・子どもの発達の視点からみた保育現場における身体づくりの支援を学ぶ機会を作る
- ・関わるチームで、発達障害児の行動障害や社会性獲得への支援をすすめる
- ・在宅療養児の疾病や障害特性に応じた発達支援や二次障害予防の支援を行う

取り組み内容

- 事例、事例検討を通して知識と技術の向上を図ります
- 他職種、医療的ケア児等コーディネーターとの交流や研鑽を行います

2 人材の育成・確保

キーワード 「 関わる人すべてがスペシャリスト 」

地域リハビリテーションを担う関係者のリハビリテーションに関する正しい知識と技術の修得が必要です

アセスメント

◇訪問リハビリが可能な事業所の人材確保・育成が必要

- ・訪問リハビリ事業所担当者会議における協議

◇小児リハビリ分野の専門的指導ができる人材確保・育成が必要

- ・事例紹介による、丹後圏域の人材育成
- ・京都府リハセン開催の在宅小児リハビリ研修会への積極的参加

◇障害福祉分野への専門的支援ができる人材確保・育成が必要

- ・事例検討会紹介、障害者事業所への訪問指導の積み重ね

リハビリはセラピストだけでなく多職種間で行うもの

訪問看護による訪問リハも限界あり。いつまで、どの程度続けられればよいのか、次につなぐ先もない

取り組み内容

○各分野ごとの事例検討会にて顔の見える連携と研修を行います

○介護職・看護職リハビリテーションステップアップ研修にて、現場で今日から使えるリハビリのヒントやスキルを学ぶ研修をシリーズで行います

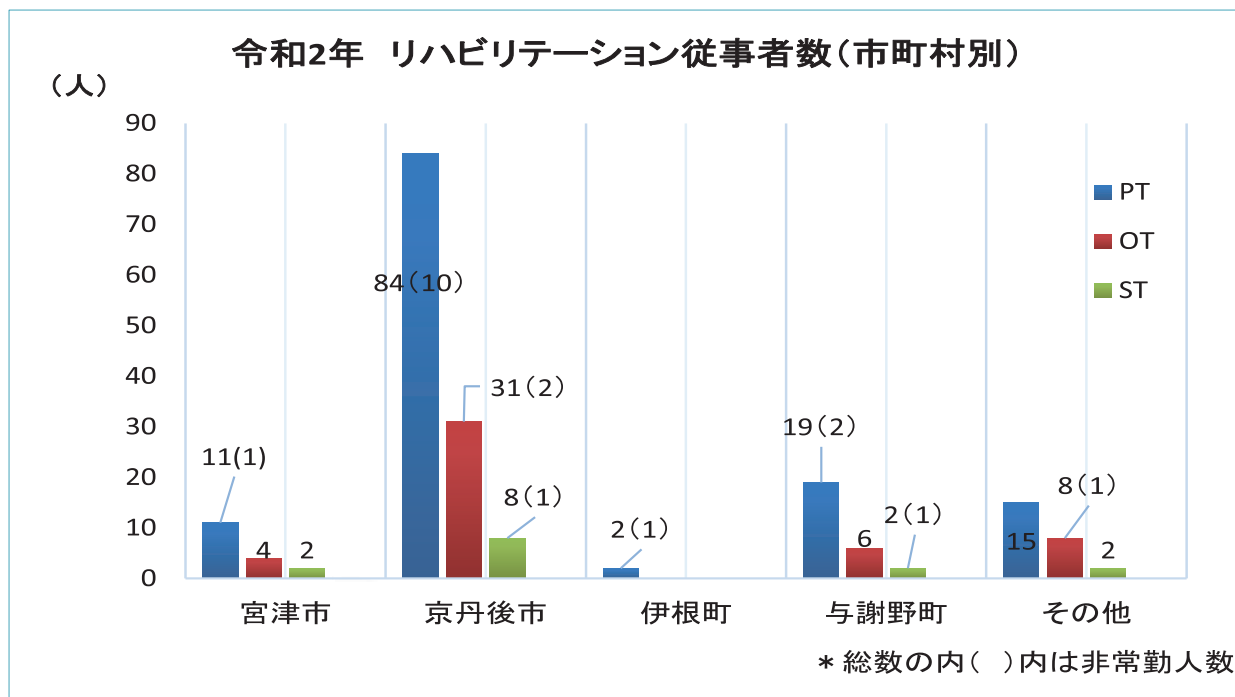
○実践交流会（「お気軽サミット」）にて実践を発表することでスキルと実践力の向上と他職種との連携を行います

事例検討会

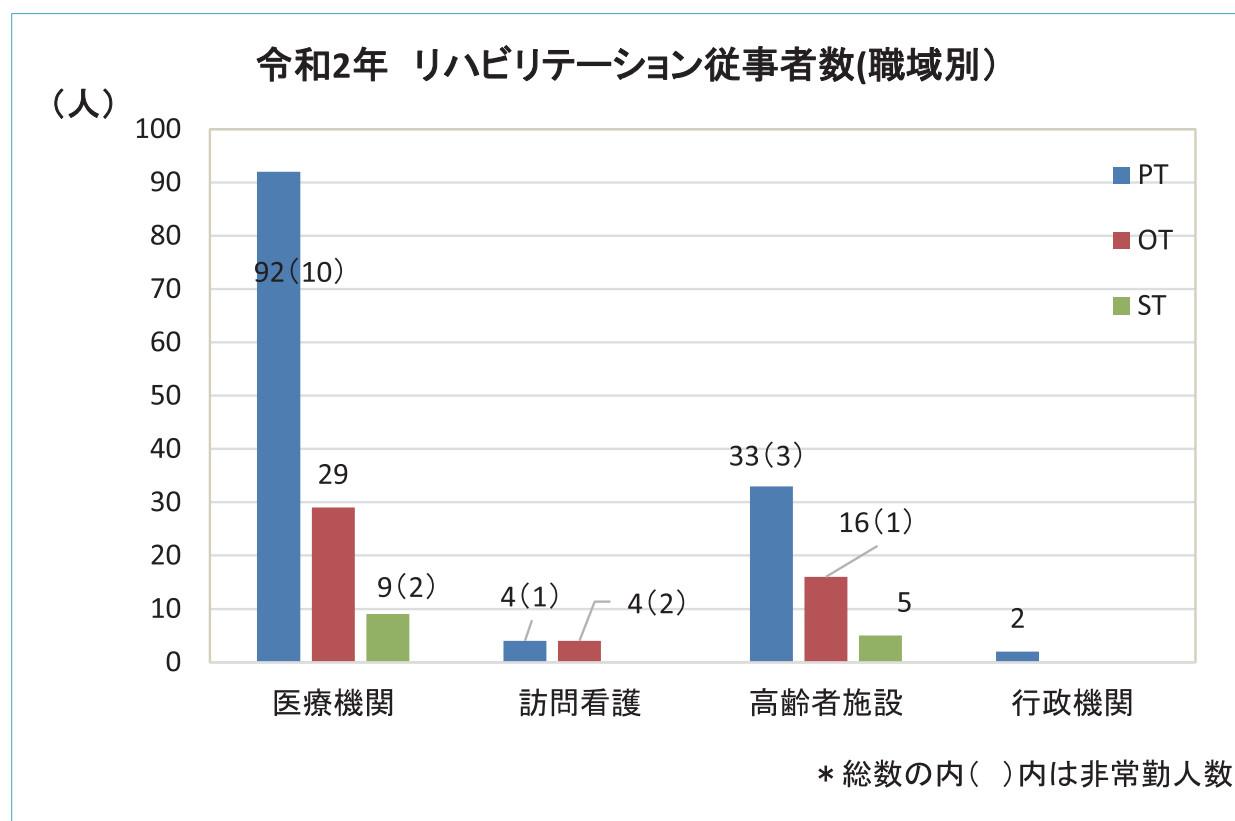


実践交流会（お気軽サミット）





(令和2年11月1日現在) (人)



(令和2年11月1日現在) (人)

3 各分野における総合リハビリテーションの普及・啓発

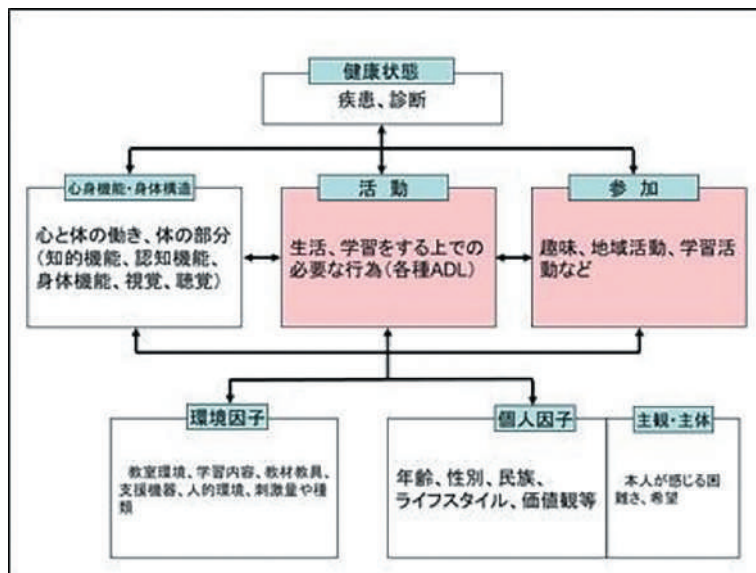
キーワード「 広めよう 丹後の地域リハビリテーション 」

住民や関係者に対し、リハビリテーションの正しい目標や考え方についての普及・啓発が必要です。

◇圏域全体で地域リハビリテーションの推進について検討する機会をもつ

◇リハビリテーション本来の理念を理解し、その人にあったリハビリテーションが選択できるよう、正しい目標や考え方について、住民や関係者に対して啓発が必要

◇総合リハビリテーションの視点と ICF 概念の普及・啓発



リハはケアの先、
次のステップとい
った感じがする

相談してもいい
と知ってもらう
機会が必要

取り組み内容

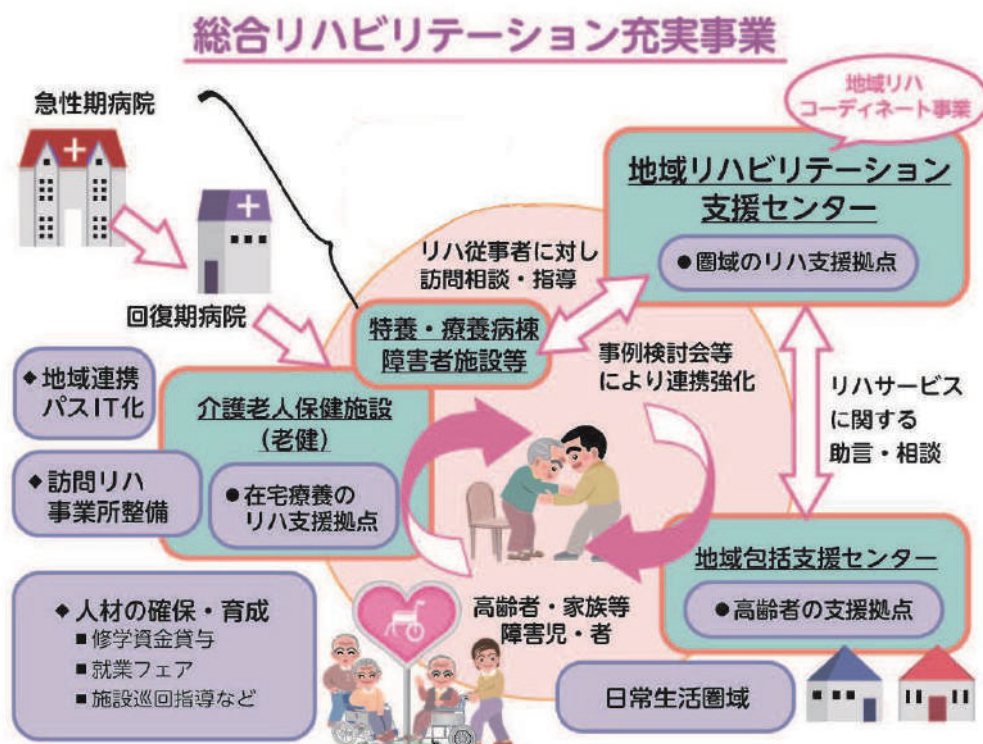
- 丹後圏域地域リハビリ通信『うさぎのブランコ』にて、活動の取り組みやタイムリーな情報を発信します
- 圏域連絡会にて情報の共有と課題の検討を行います
- 研修会、事例検討会、実践交流会『お気軽サミット』を通してリハビリテーションの概念を共有していきます

3 圏域地域リハビリテーション支援センターの役割

圏域におけるリハビリテーションの基幹病院として、先導的な役割を果たし、かつ高度な医療を提供し、府保健所とともに医療機関・介護保険施設・障害者支援施設、その他関係機関の専門職と連携しながら、圏域における地域リハビリテーション体制整備と機能強化・充実を図ります

4 丹後圏域地域リハビリテーション支援センターの事業

- 1 圏域連絡会議の開催
- 2 地域包括支援センター等に対するリハサービスに関する助言・相談対応
- 3 従事者支援のための訪問相談
- 4 関係機関のリハサービス窓口担当者等との定期的な事例検討会の開催
- 5 研修の実施や研修の受入、情報発信等
- 6 市町村からの要請に対するリハ専門職の派遣調整
- 7 高次脳機能障害、脊髄損傷、神経難病等のリハに関する支援
- 8 地域リハ推進に関すること



丹後圏域地域リハビリテーション支援センターの事業内容

随時ホームページに掲載しています

丹後圏域地域リハビリテーション支援センター

<https://www.tangohp.com/tangoshien.html>

1 リハビリ相談・訪問指導

事業所の介護職員、支援員、看護師等のスタッフを対象に、利用者のリハビリや住宅改修・福祉機器の利用などのリハビリテーションに関する相談を受け付け、訪問による相談指導を行います

リハビリ相談窓口 tango-rehabili-shien@tangohp.com

様式「リハビリ専門相談申込書」（関係機関⇒支援センター用）（資料編）

2 事例検討会・研修会の開催

定期的に事例検討会を開催します。在宅系事業所や施設でリハビリ関係業務に従事されている方への日頃の疑問に答え、わかりやすい内容の研修を行い、地域におけるリハビリテーションの充実を図ります

3 情報提供

支援センターのホームページまたは情報誌の『丹後地域リハビリ通信～うさぎのブランコ～』にリハビリ情報を掲載しています



4 地域包括支援センター等に対する助言・相談

地域包括支援センター等が開催する会議において、地域におけるリハビリテーション資源の紹介及び活用に関する助言・相談を行います

資料 丹後圏域地域リハビリテーション支援センターリーフレット

『リハビリの相談窓口』

こまっていることは
ありませんか？

お気軽にご相談ください



お風呂に
手すりを
つけたい…



家でもできる
リハビリを
教えてほしい



嚥下機能が
落ちてきて…
食べられるよう
になりたい…



地域リハ支援センターでは、従事者支援を
目的に、訪問相談を行っています。
何でもお気軽にご相談下さい。

リハビリの相談窓口



E-mail

tango-rehabili-shien
@tangohp.com

ご相談はお気軽に。費用はかかりません。

丹後圏域 地域リハビリテーション支援センター

住所

〒627-8555 京丹後市峰山町杉谷158-1
公益財団法人丹後中央病院 リハビリテーション科内

連絡先

TEL 0772-62-8301

FAX 0772-62-8302

E-mail : tango-rehabili-shien@tangohp.com

Web : <http://www.tangohp.com/tangoshien.html>

アクセス



丹後圏域 地域リハビリテーション 支援センター

リハビリの相談窓口



丹後地域リハビリテーション支援センター

事業内容のご紹介

丹後圏域地域リハビリテーション支援センターではこのようなことをしています。
障害のある人と高齢者を支え、住み慣れたところで安心して
イキイキと生活が送れるよう、地域におけるリハビリテーションを支援します。

1

リハビリ相談・訪問指導

リハビリテーションに関する相談を受け付け、訪問による相談指導を行います。

【対象者】 事業所の介護支援専門員、訪問看護師等のスタッフ

【内 容】 利用者のリハビリや住宅改修、福祉機器の利用など

【申込み】 センターへの電話、FAX、メールにより受け付けます



2

事例検討会・研修会の開催

定期的に事例検討会や研修会を開催する。在宅系事業所や施設でリハビリ関係業務に従事されている方へ日頃の疑問に答え、わかりやすい内容の研修をおこない、地域におけるリハビリテーションの充実を図ります。



3

情報提供

支援センターのホームページまたは情報誌の『丹後地域リハビリ通信～うさぎのブランコ～』にリハビリ情報を掲載しています。

URL

<http://www.tangohp.com/tangoshien.html>



4

地域包括支援センターに対する助言・相談

地域包括支援センター等が開催する会議において、地域におけるリハビリテーション資源の紹介および活用に関する助言・相談を行います。



5 資料

リハビリ専門相談申込書

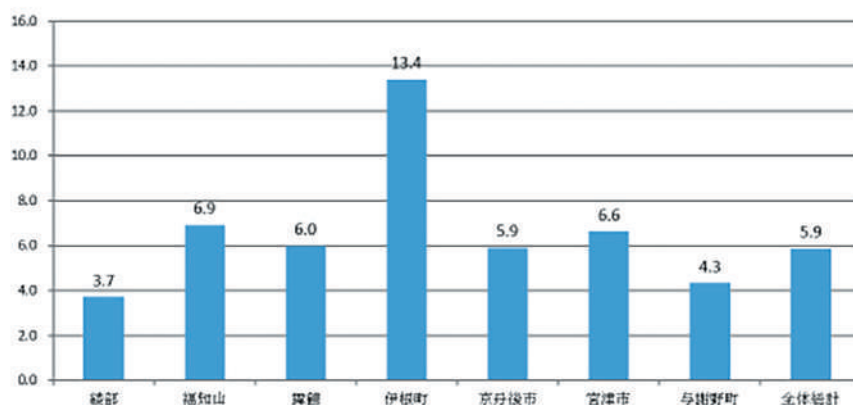
下記支援センターへFAXにて申込みください) 申込日 令和 年 月 日

相談者	所属機関			
	氏 名		職 種	
	連 絡 先		TEL	
相 談 内 容	※ 相談内容について簡単にお書きください。(詳細は電話で確認します) 『目標』どのようになってほしいですか？			
	『評価』現在はどのような状態ですか？			
	年齢 性別 病名及び障害名			
連絡 日時	※ 後日、支援センターから連絡をさせていただきます。特に希望する時間帯等がありましたらお書きください。			

丹後地域リハビリテーション支援センター
 公益財団法人 丹後中央病院 リハビリテーション科内
 TEL 0772-62-8301
 FAX 0772-62-8302
 e-mail tango-rehabili-shien@tangohp.com
 URL <http://www.tangohp.com/tangoshien.html>

京都府北部における訪問リハビリテーションに関するケアマネ調査結果(抜粋)

訪問リハ・訪看リハを含むケアプランの割合

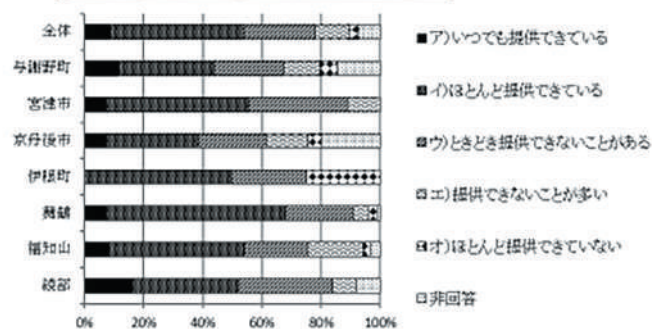


・府北部全体で低い傾向。北部地域でも訪問リハ活用に格差あり。

4

訪問リハサービスを必要と考えられる利用者に提供することができますか？

訪問リハを必要とする利用者に提供することはできるか



「必要な方に提供できている」と回答された割合は北部全体で53.7%と半数を超える。

一方で「提供できないことがあったり、提供できていない」と回答された割合も4割弱存在し、改善が必要。

5

訪問リハを(ケアマネさんが)必要だと思われる 利用者さんに提供できない理由

- 「本人・家族が通所サービスを希望される」
- 「本人が訪問リハの必要性を感じていない」
- 「サービス提供事業所のキャパが不足」
- 「提供事業所の空きがない時がある」
- 「近隣に事業所が少ない」
- 「区分支給限度額内でおさえられない」
- 「通所1回分と訪問リハ1時間の利用金額が同等もしくは割高になるから」
- 「主治医に必要と感じてもらえず、ケアマネや本人・家族が相談しても一蹴されてしまう」

・「訪問リハの資源不足」と「本人・家族の必要性理解が乏しい」という理由が2大理由。(全体の8割以上がこの理由)
次いで「区分支給限度額」と「主治医の理解」の理由等が挙げられた。

6

まとめ

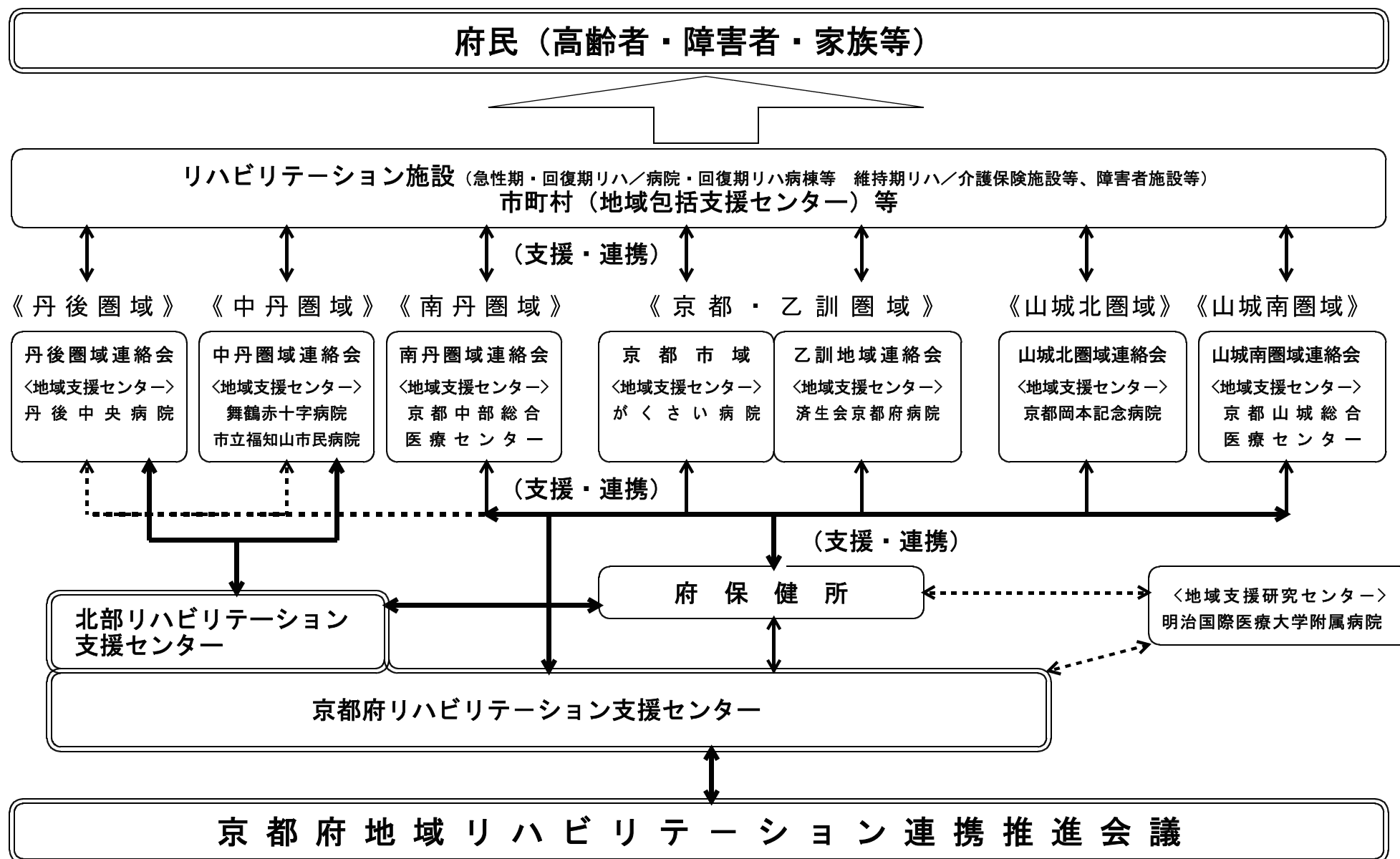
- 京都府北部地域では「訪問リハ・訪問看護リハ」の利用は少ない状況にあり、訪問リハビリが必要な方に十分に提供できる状況ではない。(と考えるケアマネさんが多い)
- 訪問リハビリを提供できない理由は、「訪問リハ資源不足」の他に「本人・家族の理解」や「支給限度額」「主治医先生の理解」にも影響を受けている状況にある。
- 訪問リハビリを勧める理由は、「ご本人や家族が希望するから」といった受け身的な理由、また「筋力や関節可動域等の機能面」、「歩行能力や転倒予防」が多く、「活動や参加」のための利用はまだまだ少ない状況にある。
- 訪問リハビリとの情報交換(共有)は概ね上手くいっているが、お互いが欲しい情報を欲しい時に得られるためにも、もっと気軽に双方向の情報交換ができるような関係になれることが理想。

★限られた「訪問リハビリ資源」を有効利用するためにも、関わる支援者(チーム)が十分に連携を取れる関係であることが重要(適切な訪問リハ活用(と終了))

★身体機能の維持・向上の先の目標達成(自立支援やQOL向上に繋がるような「活動や参加」等の目標)のためにも訪問リハビリが活用されるよう、相互理解を深める必要がある。

14

京都府における総合リハビリテーション推進体制図



京都府総合リハビリテーション連携指針

〈趣旨〉

京都府では、府民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、生活期まで継続したリハビリテーション（以下、「リハ」）提供体制の整備を目的に、平成25年度にアクションプランとして策定した「総合リハビリテーション推進プラン（第2期）」に基づき進めてきた総合リハ充実事業の成果を検証し、さらなる高齢化の進行に伴うリハ需要増加と障害児・者リハのニーズ等に応えるため、「京都府総合リハビリテーション連携指針」を策定します。

なお、この指針は、「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者基本計画」等の計画と一体的な事業の推進を行うものです。

また、関係機関等は、この指針の内容を踏まえ、総合リハに係る課題の解決と適切なリハの提供に向けて行動していただきますようお願いいたします。

〈達成したい具体的な目標〉

【急性期から回復期、生活期まで継続した、さらなるリハの充実】

- 誰もが住み慣れた地域で、急性期から回復期、在宅リハに対応する医師（かかりつけ医、開業医）が適切にリハの指示をだし、それに対応できるリハ専門職がいる病院、施設が充実に、在宅で安心して暮らせる体制の構築

【各地域で適切で質の高いリハが提供できる体制の構築】

- 総合リハ（医学・教育・職業・社会的リハ）提供体制を充実に、高齢者や障害児・者を支える取組を定着させるため、京都府、京都地域包括ケア推進機構、地域リハ支援センター、市町村、関係団体、大学、病院、施設等の連携を強め、適切で質の高いリハが各地域で提供できる体制の構築

〈施策の方向〉

《4つの柱》

1 人材の確保・育成

【量の充足】

- リハ専門医や在宅等においてリハに対応できる医師（かかりつけ医等）、リハ専門

職（特に作業療法士、言語聴覚士）を育成するとともに、各リハ分野と地域的な偏在の解消を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成

- ◆ リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師（かかりつけ医等）の養成
 - ・ 座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆ 府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職の確保・育成

- ◆ 理学療法士等修学資金貸与事業
 - ・ 不足地域等対象を重点化し、貸与事業を実施（北部等）
 - ・ 他府県出身者を別枠で確保
 - ・ 特に不足している作業療法士、言語聴覚士の確保
- ◆ リハ就業フェアの開催
 - ・ リハ専門職に特化し、北部地域や介護系施設等を含めた就業フェアの開催
- ◆ 府内の高校生及び進路指導教員へリハ専門職の業務内容の紹介等を実施（府立高校全58校、私立高校全40校）

□ 障害児・者リハを担う人材の確保・育成

- ◆ 障害児・者（訪問等）リハを担う人材に対する研修会等の実施
- ◆ 障害児・者をテーマにした研修会の実施

【質の確保】

- リハ専門医、リハ専門職、看護職・介護職等のリハ従事者等のさらなる質の確保を図ります。

□ リハ専門医等の確保・育成〈再掲〉

- ◆ リハビリテーション教育センターによるリハに対応できる医師（かかりつけ医等）の養成
 - ・ 座学研修、実践セミナー、実地研修の開催
- ◆ 府立医科大学リハビリテーション医学教室によるリハ専門医等の養成

□ リハ専門職等の質の確保

- ◆ 府リハビリテーション支援センター等による研修会の実施
 - ・ リハ専門職受入研修〈病院等でのリハ専門職の受入研修〉
 - ・ リハ専門職研修〈保健所・市町村対象、老健施設に勤務するリハ専門職対象〉
 - ・ 北部専門職技術向上研修（リハビリテーション三療法士会協議会へ委託）
 - ・ 北部在宅リハ研修〈在宅リハ従事者向け研修〉
 - ・ チーム医療としての技術向上研修
 - ・ 摂食嚥下研修会の内容の充実

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得

- ◆ 府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施
- ◆ 介護老人福祉施設における機能訓練指導員等に対する研修会の実施

□ 介護・福祉人材のリハに対する基礎的な理解や知識の習得

- ◆ 介護・福祉人材の確保と連携した初任者等に対する人材育成・研修会等の実施

□ 認知症にも対応できるリハ専門職等の育成

- ◆ 介護老人保健施設における認知症短期集中リハ等、リハ専門職等に対する研修・講習会の開催

□ 市町村の地域リハ活動支援

- ◆ 市町村における介護予防事業等に参画できるリハ専門職の養成・派遣
 - ・地域人材養成研修（リハビリテーション三療法士会協議会と連携実施）
 - ・介護予防事業等への派遣調整（地域リハビリテーション支援センターと連携実施）

2 施設の拡充

【量の充足・質の確保】

- 急性期・回復期機能の拡充や、生活期における外来及び在宅系のリハサービスのさらなる充実を図るとともに、先端のリハ治療の普及促進に努めます。

□ 先端のリハ治療・機器の普及促進

- ◆ 先端治療の効果検証
- ◆ 検証を踏まえた普及促進
- ◆ 先端のリハ治療法や機器の普及促進
- ◆ リハ・介護ロボットの導入やリーダー養成

□ 回復期機能を有する病床や外来・在宅リハサービスの充実

- ◆ 回復期リハ病棟を軸とする回復期の機能を有する病床の充実促進
- ◆ 訪問リハ事業所の整備促進

3 連携体制の構築

- 圏域内の医療機関、施設等における医療系従事者（医師、看護師、リハ専門職等）、介護系従事者（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（以下、「ケアマネ」）等）の多職種や障害者サービスなどの従事者、そして多施設とのさらなる連携を図ります。

□ 連携体制の充実・強化（地域リハビリテーション支援センターの充実）

- ◆ 高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、

市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化

□ 北部地域・南部地域における機能強化

- ◆ 北部リハビリテーション支援センターが中心となり、北部地域における地域リハビリテーション支援センター、府立医科大学附属北部医療センター等の医療機関、介護施設、福祉施設等との連携促進
- ◆ 府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院等におけるリハ機能充実及び地域の医療機関、施設等との連携促進

□ 歯科医師等との連携強化

- ◆ 歯科医師、歯科衛生士等への研修会の実施
 - ・ 事例検討会等への参加
 - ・ 言語聴覚士との連絡会議の実施

□ 看護職・機能訓練指導員等のリハに対する専門的な理解や知識の習得〈再掲〉

- ◆ 府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターによるリハに関わる看護師等に対する研修会、技術支援、訪問相談等の実施
- ◆ 介護老人福祉施設における機能訓練指導員等に対する研修会の実施

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化

- ◆ 地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・ 地域包括支援センター等に対する助言
 - ・ 従事者への訪問指導
 - ・ 圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

□ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実

- ◆ 地域連携パス等施設間連携ツールの普及・充実を図ることにより、切れ目のない医療・介護の提供を推進

□ 障害児・者支援のための連携体制構築

- ◆ 障害児・者リハの充実のためのリハに係る関係団体や小児医療関係機関等による小児リハ懇談会の開催
- ◆ 周産期等における退院後の在宅での支援のためのネットワーク構築

□ 高次脳機能障害者への地域リハ支援の充実・強化

- ◆ 北部リハビリテーション支援センターの相談支援機能強化や京都府立心身障害者福祉センターとの連携強化
- ◆ 地域リハビリテーション支援センターや保健所、市町村、障害者支援機関等と連携した支援体制の構築
- ◆ 北部、南部、京都市域で就労・社会参加に向けた支援ネットワーク会議の開催
- ◆ 医療・教育・福祉機関等と連携した高次脳機能障害児支援体制づくり

○ 大規模災害発生時に、災害弱者や被災高齢者等の生活不活発病の予防に対する適切な対応等が可能となるよう、リハ関係者等への周知や支援等に努めます。

□ 京都J R A Tとの連携等

- ◆ 京都J R A Tとの連携や、災害時活動におけるリハの重要性の周知等、地域リハの中に防災の要素を盛り込む。

4 総合リハ推進体制の構築

- 介護・医療・福祉の連携を促進し、在宅リハのさらなる推進を図るため、地域包括ケアシステム（推進機構）と連携した取組を進めます。

□ 府リハビリテーション支援センターの機能強化

- ◆ 関係各課との連携を密にするとともに、リハ部会を開催して、府リハビリテーション支援センターにおける施策企画、立案機能を強化

□ 北部地域におけるリハ支援機能の強化

- ◆ リハ専門職等の人材確保が困難な北部地域において、総合リハをさらに推進するため設置した「北部リハビリテーション支援センター」による支援の充実

□ 地域リハビリテーション支援センターの機能強化〈一部再掲〉

- ◆ 地域リハビリテーション支援センターにセンター長（医師）、コーディネーター（リハ専門職等）を配置
- ◆ 各圏域の保健所と地域リハビリテーション支援センターが一体となり、各市町村等の地域リハ活動を支援し、地域リハを推進
- ◆ 高齢者のリハに加え、障害児・者のリハに関する研修機能や調整機能を強化するとともに、各圏域において地域リハビリテーション支援センター、保健所、市町村、病院、施設、ケアマネ等との一層の連携強化〈再掲〉

□ 府の関係課等との一層の連携強化

- ◆ 関係課等（こども・青少年総合対策室、高齢者支援課、地域福祉推進課、障害者支援課、健康対策課、医療課、地域包括ケア推進機構等）との一層の連携強化

□ 地域包括ケアシステムとの連携強化〈再掲〉

- ◆ 地域包括支援センター及びケアマネ等に対するリハ知識の普及
 - ・ 地域包括支援センター等に対する助言
 - ・ 従事者への訪問指導
 - ・ 圏域内病院・施設の窓口担当者との定期的協議、事例検討会・連携ツール勉強会等の実施

京都府北部 リハビリテーション支援センター

北部地域（丹後・中丹）のリハビリテーション支援および高次脳機能障害支援の充実を図るため、中丹東保健所内に京都府リハビリテーション支援センターの北部拠点を設置しました。丹後及び中丹圏域に設置された各地域リハビリテーション支援センターとともに、府保健所、市町村、関係機関等と連携し、地域リハビリテーションを通じて北部地域の府民が安心して暮らし続けられる地域づくりを支援します。

主な支援センターの役割

① 北部地域リハビリテーション支援事業

- ・ リハビリテーション従事者等への相談・指導
- ・ 在宅リハビリテーション研修等の実施
- ・ 関係機関等による連携体制の構築 など

② 高次脳機能障害に関する事業

- ・ 高次脳機能障害支援コーディネーターによる相談等支援
- ・ 医療機関等との連携強化
- ・ 生活訓練の実施や支援体制の構築 など

京都府北部リハビリテーション支援センター

※医療圏毎に地域リハビリ支援センターを指定し一体的に支援を実施

地域リハビリテーション支援センター
(丹 後) 丹後中央病院
(中丹東) 舞鶴赤十字病院
(中丹西) 市立福知山市民病院

連携

保健所・市町村・関係機関等

京都府北部リハビリテーション支援センター

〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷 1350-23(中丹東保健所内)

TEL:0773-75-7557 FAX:0773-75-7558

【高次脳機能障害支援相談窓口】

TEL:0773-75-7556 (相談専用電話) 月・木曜日(祝日除く)

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会 設置要綱

（目 的）

- 第1 保健・医療・福祉各分野の関係機関の連携により、総合的な地域リハビリテーション体制を整備していくため、京都府地域リハビリテーション連携推進会議の下に「地域リハビリテーション丹後圏域連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

（協議事項）

- 第2 連絡会は、次の事項について協議する。

- （1）圏域における地域リハビリテーションの現状と課題に関すること。
- （2）圏域における地域リハビリテーション圏域連携指針に関すること。
- （3）圏域における地域リハビリテーションの推進に関すること。

- 2 協議事項(案)は丹後地域リハビリテーション支援センターのセンター長、コーディネーターと事務局保健所が相談の上決定する。

（組 織）

- 第3 連絡会は、圏域内の医療・保健・福祉分野の関係者から別紙の機関・団体により構成する。

（座 長）

- 第4 連絡会に座長をおき、事務局保健所の所長(以下「所長」という。)を充てる。

- 2 座長は連絡会の運営等を行うものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

- 第5 連絡会の会議は所長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員等以外の者から意見を聞くことができる。

（報 告）

- 第6 所長は、連絡会において協議された内容について、京都府地域リハビリテーション連携推進会議に報告する。

（庶 務）

- 第7 連絡会の庶務（事務局）は、京都府丹後保健所において処理する。

（その他）

- 第8 この要綱に定めるもののほか連絡会に関して必要な事項は、別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成15年12月16日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年3月30日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年3月25日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成22年3月26日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年5月18日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会参加機関・団体

（一社）与謝医師会、北丹医師会、京都府立医科大学附属北部医療センター
医療法人財団宮津康生会 宮津武田病院、公益財団法人 丹後中央病院
特定医療法人三青園丹後ふるさと病院、京丹後市立弥栄病院
京丹後市立久美浜病院、京都府訪問看護ステーション協議会 Aブロック北丹支部
京都府介護支援専門員会 北部ブロック、京都府老人福祉施設協議会 丹後ブロック
京都府介護老人保健施設 リハ・ヴィラなぎさ苑、丹後圏域障害者総合相談支援センター
宮津市（健康・介護課）、京丹後市（健康推進課、長寿福祉課）
伊根町（保健福祉課）、与謝野町（保健課、福祉課）
京都府リハビリテーション支援センター、京都府丹後保健所

令和3年度丹後圏域地域リハビリテーション連携指針改訂作業部会 メンバー

(敬称略)

分 野	所 属	職 種	氏 名
医療機関	(一社) 与謝医師会	医師	西原 寛
	京都府立医科大学付属 北部医療センター	理学療法士	石飛 千尋
訪問看護	京都府訪問看護ステーション協議会 Aブロック北丹支部代表 京丹後市立弥栄病院訪問看護ステーションふれあい	看護師	山内 真由美
高齢福祉	京都府老人福祉施設協議会 丹後ブロック代表 (福) 与謝郡福祉会 岩滝あじさい苑		長谷川 栄一
	京都府介護支援専門員会 丹後ブロック代表 (福) 与謝郡福祉会 長寿苑 (NPO) 葛々 居宅介護支援サービス花ちゃん	介護支援専門員	中島 義記 林 恵
老人保健 施設	介護老人保健施設 (福) 北星会リハ・ヴィラなぎさ苑	作業療法士	小川 雄
障害福祉	丹後圏域障害者総合相談支援センター(福) よさの うみ福祉会 障害者生活支援センター結 与謝野町障害者相談支援事業所結	社会福祉士 精神保健福祉士 相談支援専門員	坂根 由美子
行政 (市町)	与謝野町福祉課 地域包括支援センター	理学療法士	小西 隆博
	宮津市健康・介護課 健康増進係	保健師	石田 陽子
地域リハ 支援セン ター	丹後地域リハビリテーション支援センター	作業療法士	坂根 勇輝
		作業療法士	平岡 有香
	京都府北部リハビリテーション支援センター	理学療法士 社会福祉士	山元 顕太
		保健師	上田 美恵子
事務局	京都府丹後保健所	地域包括担当	舩越 瑞貴
		地域リハ担当	田邊 文子
			西垣 堇
			麻角 昌子

【作成・発行】

地域リハビリテーション丹後圏域連絡会

事務局

京都府丹後保健所（丹後広域振興局健康福祉部）

〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波 855

TEL 0772-62-4312